償却相当の資金を「配当」で回収した場合の問題点

本来は減資・株式償却で回収すべき資金（投下資本の回収部分）を配当として回収した場合に、海外子会社と当社に生じる会計・税務・会社法上の問題
2026年11月 ／ 単位：USD百万（モデル数値は『LNG_資金還流モデル.xlsx』の支払能力基準ケース）

0. 前提：子会社所在国の配当規制で問題の現れ方が変わる

配当規制の基準	償却相当を配当で出した場合
利益（剰余金）基準	配当できるのは利益剰余金の範囲まで。資本相当を配当として出すこと自体が**違法配当**になる
支払能力基準 **（豪州会社法 s254T 等）**	資産超過・支払能力等の要件を満たせば利益がなくても配当できる。法的には適法なため、**問題は会計・税務の側に隠れた形で**出てくる

以下は主に後者を想定し、前者に固有の点は補足します。

> **要旨**
> 1. 子会社では利益剰余金がマイナスになり、資本金だけが残る歪んだ純資産構成になる。廃坑費用の原資も流出しやすい。
> 2. 当社では利益が過大に計上され、その分を株主に配当してしまう。後に子会社株式の減損・清算損として反転し、当社に欠損が残る。
> 3. 会計処理が後から是正されると、当社自身の過去の配当が分配可能額を超えていたと評価されるリスクがある。
> 4. 日本税務では**子会社株式簿価減額特例**が適用されうる。「配当は非課税、清算損は損金」という組合せを封じる制度で、資本相当を配当として出す形はまさにその対象となる。
> 5. IFRS連結では相殺消去されるため問題が見えにくく、個別決算とのずれが経営判断を誤らせやすい。

1. 子会社側の問題

(1) 会計（日本基準の個別決算）

- 配当は利益剰余金から払われるため、償却相当分まで配当すると**繰越利益剰余金がマイナス**になる。資本金は帳簿上そのまま残るので、「資本金は大きいが欠損を抱えた会社」という歪んだ純資産構成になる。
- 有期限事業ではこの欠損を将来の利益で埋める見込みがない。清算前に欠損填補の減資（無償減資）などで整理する手続が別途必要になる。
- 廃坑費用（資産除去債務）を賄う現金が流出しやすく、最終年のCash Callに応じられないリスクが高まる。JV契約上、Cash Callに応じないこと（不払い）は持分の希薄化などの重大な結果につながりうる。

(2) 会社法

- **利益基準の国**：違法配当となり、取締役の責任と、株主（当社）への返還請求が生じる。
- **支払能力基準の国**：配当の要件（資産超過、株主間の公平、債権者を害しないこと）を満たしているかの検証が必要。実質が資本の払戻しであれば、本来の資本減少手続（豪州なら s256B 以下の株主承認等）を経ていないことが論点になりうる。

(3) 現地税務（豪州の場合）

- 償却相当分の現金には対応する納税済みの利益がないため、フランキング・クレジットを付けられず、**フランキングなしの配当として配当源泉税**の対象になる。資本の払戻しとして出していれば、通常は源泉税がかからなかった資金

である。

2. 当社側の問題

(1) 会計（個別・日本基準）

- 受取配当金として計上すると、実質は投資の回収なのに**利益を過大に計上**することになる。
- その後、子会社の純資産は減り続ける。実質価額が帳簿価額から著しく（目安として50%以上）低下すると子会社株式の減損が必要。有期限事業では回復の見込みを示しにくく、減損はほぼ避けられない。「前半で利益、後半で減損損失」という形で、同じお金が損益の上で行って来いになる。
- 監査上は、配当の原資が投資後に生じた利益でない以上、実質に即して簿価減額（投資の払戻し）として処理すべきではないか、という論点になりうる。日本基準には「支払能力基準による利益を超える配当」を直接定めた規定がないため、**早めに監査人と協議しておくべき事項**である。

(2) 分配可能額（会社法・投資法人の規律）— 当社にとって最も重い問題

- 過大な利益で当社の分配可能額が膨らみ、その分を株主に配当してしまう。
- 会計処理が後から是正されると、過去の分配可能額が過大だったことになり、当社自身の配当が分配可能額を超えていたと評価されるリスクがある。投資法人の場合は、投資法人法と規約上の分配ルール（利益を超える金銭の分配の扱い等）に照らした確認も必要。

モデルでの試算（支払能力基準ケース、配当のみ）	金額
子会社から「配当」として受け取った額	4,373
当社株主への配当 合計	2,900
当社の全期間の利益（当事業分）	1,524
清算時の子会社株式消滅損	2,020

株主への配当が全期間の利益を上回り、最終的に当社の利益剰余金に大きな欠損が残る。

(3) 日本税務

- 外国子会社からの配当として、受取額の95%が益金不算入（5%は課税）。現地の源泉税は損金にも外国税額控除にもならない。
- **子会社株式簿価減額特例（法令119条の3第7項）**：外国子会社等から受ける配当が株式の帳簿価額の10%を超える場合、適用除外要件に当たらない限り、益金不算入とされた額だけ株式の税務上の帳簿価額を減らす制度。

主な適用除外要件	本件への当てはまり
内国株主割合要件	内国法人の子会社向けの要件であり、外国子会社には適用されない
10年超支配要件	特定支配日から10年を超えていれば除外。開発期を含む事業初期の配当は対象になりうる
2,000万円基準	同一事業年度内の配当合計が2,000万円以下なら除外。LNG事業の規模では通常超える
特定支配日利益剰余金額要件	配当後の利益剰余金が、支配した時点（特定支配日）の水準を下回らなければ除外。自社設立の子会社は通常その時点の利益剰余金がゼロのため、**利益を超えて配当すると利益剰余金がマイナスになり、この要件を満たせない**

- 適用されると、清算時に見込んでいた株式消滅損（損金算入）が小さくなる。
- 判定は配当ごとに必要で、申告書への明細添付と根拠書類の保存が求められる。見落とすと申告の誤りになる。
- 会計で簿価減額処理をし、税務では配当として扱う場合は、申告調整と税効果の管理が必要になる。

3. IFRS連結

- グループ内の配当は相殺消去されるため、連結の利益・純資産への直接の影響は限られる。残るのは、グループ外に流出する源泉税と日本の5%課税分のコスト。
- **連結では問題が見えないのに、配当規制がかかる個別決算では利益の過大計上と減損が起きる**というずれが、経営判断を誤らせやすい。
- 為替換算調整勘定は、配当として受け取っている限りリサイクルされず、清算時に一括で純損益に振り替えられる。

4. 防止策と是正策

対応	内容
子会社で配当原資を管理	子会社ごとに「利益由来の剰余金」と「資本（償却相当）」を区分して記録し、配当決議のたびに原資の区分を確認する。支払能力基準の国でも、社内規程で利益の範囲内に限ることが有効
償却相当の還流は手続で区分	減資・株式償却（豪州なら s256B 以下の手続）や、親子ローンの元本返済で行う
当社で事前に判定	配当を受ける前に、簿価減額特例の判定と、会計処理（受取配当か簿価減額か）を確認する
すでに起きている場合	子会社では欠損填補の減資による純資産の整理、当社では子会社株式の減損判定、過去の分配可能額への影響と税務申告の確認を、まとめて行う

本稿は一般的な枠組みの整理です。実際の判断には、現地の会社法・税法および日本の税務について専門家の確認が必要です。

出典

- 国税庁「法人税基本通達等の一部改正について」主な改正点（令和2年6月）https://www.nta.go.jp/law/tsutatsu/kihon/hojin/kaisei/2006xx/pdf/kaisei.pdf
- 国税庁 法令解釈通達の趣旨説明（特定支配日利益剰余金額要件等）https://www.nta.go.jp/law/joho-zeikaishaku/hojin/200630/pdf/10.pdf
- 国税庁 質疑応答事例「外国子会社からの配当が外貨で行われた場合における子会社株式簿価減額特例の適用免除基準（2,000万円基準）について」https://www.nta.go.jp/law/shitsugi/hojin/30/05.htm